

日本ホルター・ノンインバイシブ心電学研究会会則

第1章（総則）

第1条：名称

本会は日本ホルター・ノンインバイシブ心電学研究会（JASHNE）と称する。

第2条：事務局

本会の本部事務局は東海大学医学部内科学系循環器内科に置く。

第2章（目的および事業）

第3条：目的

本会はホルター心電図を含む携帯心電学、ノンインバイシブ心電学等に関する研究の推進ならびに以上の研究を通して広範な分野の医療、社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条：事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 毎年1回の定期研究会を開催
- (2) 講演会・研究会の随時開催
- (3) 常任幹事会、幹事会、その他の委員会の開催
- (4) ホームページの作成、管理

第3章（会員）

第5条：会員

- (1) 会員は本会の目的に賛同し、日本ホルター・ノンインバイシブ心電学研究会に参加した医学・医療関係者とする。
- (2) 賛助会員は本会の目的に賛同する医学・医療関係機関（者）とする。
- (3) 名誉会員、特別会員をおくことができる。基準は別に定める（第4章）。

第4章（役員）

第6条：役員について。定数、任期、選任等

- (1) 名誉会員、特別会員（若干名）。名誉会員は代表幹事あるいは常任幹事3期以上を務めとくに本研究会発展に寄与し常任幹事会で承認された会員、特別会員は研究会長、常任幹事を務め常任幹事会で承認された会員とする。ともに任期は終身。
- (2) 代表幹事（1名）。前任代表幹事あるいは複数の常任幹事の推薦で常任幹事会で承認された会員。任期は3年間、再任可。
- (3) 常任幹事（若干名）。代表幹事あるいは常任幹事の推薦で常任幹事会で承認された会員。任期は3年間、再任可。
- (4) 幹事（若干名）。代表幹事、常任幹事あるいは複数の幹事の推薦で常任幹

会ならびに幹事会で承認された会員。任期は3年間、再任可。

- (5) 監事（2名）。代表幹事あるいは常任幹事の推薦で常任幹事会ならびに幹事会で承認された会員。任期は3年間、再任は不可。

なお、役員で定期選任（3年毎）以外の場合の任期は定期選任までの残存期間とし、再任を可とする。

第7条：_研究会会長の選任

- (1) _研究会会長。代表幹事の発議により常任幹事会の推薦を受け幹事会で選任する。
(2) 任期は1年。期間は前年度研究会開催翌日から翌年度の研究会開催日までとする。

第8条：職務、権利

- (1) 名誉会員、特別会員に義務となる職務はない。研究会会費免除の権利を有する。
(2) 代表幹事は本研究会を代表し、研究会会長、常任幹事、幹事、監事などの人選を発議、総務、国際事項、学術、財務、ありかた委員会担当常任幹事の推薦、研究会の運営など本研究会の全般の推進に努力する。
(3) 研究会会長は定期研究会を主催し、その内容を心電図学会誌に発表する。研究会当日に総会を主催し、常任幹事会、幹事会の決定事項を報告する。また、議事録を作成し研究会本部事務局に提出する。
(4) 常任幹事は本研究会の最高決議機関である常任幹事会に出席し、研究会推進のため尽力する。総務、国際、学術、財務、ありかた委員会の責任者に選任された常任幹事は、担当分野につき先導的役割を果たす。
(5) 幹事は本研究会の決議機関である幹事会に出席し、積極的に意見を述べ、研究会の発展、推進に努力する。
(5) 監事は研究会終了後、次年度の研究会開催までに研究会会長より収支決算報告書を受け監査する。翌年の研究会幹事会で結果を報告する。

第9条：常任幹事会の構成と運営

- (1) 常任幹事会は代表幹事、常任幹事によって構成され、年1回以上開催する。必要に応じ、随時開催できる。代表幹事が招集し議長を務める。名誉会員、特別会員もオブザーバーとして出席できる。
(2) 常任幹事会に総務、国際事項、学術、財務、ありかた委員会などの担当委員長をおく。
(3) 常任幹事会は研究会の重要なし緊急事項ならびに一般事項につき決議する。出席常任幹事の過半数で議決する。

第10条：幹事会の構成と運営

- (1) 幹事会は、幹事によって構成され、原則として研究会当日に開催する。研究会会長が召集し、議長を務める。代表幹事は常任幹事会の審議事項を報告する。
(2) 幹事会は常任幹事会から決議された重要事項ないし緊急事項の報告をうけ、一般事項について討論し決議する。幹事会は出席幹事の過半数の賛同で議決する。

第5章 〈総会〉

第11条 ： 総会の構成と運営

- (1) 本研究会の総会は、研究会参加の会員をもって構成される。
- (2) 総会は毎年1回、会長が召集し、本研究会日に開催する。総会では研究会会長が代表幹事とともに常任幹事会、幹事会の決議事項とともに事業報告、その他を報告する。前年度の収支報告は監事ないし前年度の研究会会長が行う。

第6章 〈会計及び会費〉

第12条 ： 会計年度

会計年度は研究会会長の任期期間とする。

第13条 ： 経費

運営は、研究会参加費および寄付金をもってあてる。

第14条 ： 会費

研究会参加費は会長が提案決定する。

第15条 ： 収支決算

研究会の収支決算報告書は、研究会会長が作成し、監事の監査を経て次年度本研究会における幹事会の承認を受け、総会にて報告する。幹事会では監事が収支報告について説明する。総会報告後、報告書を本部事務局に提出する。

第7章 〈本部事務局〉

第16条 ： 事務局

本部事務局は、代表幹事の部門におき、研究会が円滑に運営されるよう事務関係事項を担当する。

第17条 ： 備え付け書類

本部事務局は、次の書類を常備する。

- (1) 会則
- (2) 幹事会の議事録
- (3) 収入・支出に関する帳簿及び書類
- (4) 幹事名簿
- (5) その他

第8章 〈補則〉

第18条 ： 会則変更

会則の変更は常任幹事会、幹事会で協議し変更することができる。

＜付則＞

本会則は平成17年6月25日版を改正し平成18年6月24日より施行する。
本会則は平成18年6月24日版を改正し平成19年3月10日より施行する。
本会則は平成19年7月6日版を一部改訂し平成22年7月10日より施行する。
本会則は平成22年7月10日版を一部改訂し平成23年7月9日より施行する。

J A S H N E 研究会役員

名誉会員	岡島光治、早川弘一
特別会員	杉本恒明、田村康二、矢永尚士、岡村哲夫、佐藤忠一、佐藤友英、 村山正博
代表幹事	田邊晃久（東海大学）
常任幹事	井上博（富山大学） 相澤義房（新潟大学） 池田隆徳（杏林大学） 小川 聡（慶応義塾大学） 笠貫 宏（東京女子医科大学） 加藤貴雄（日本医科大学） 児玉 逸雄（名古屋大学） 犀川 哲典（大分医科大学） 杉 薫（東邦大学） 高柳 寛（獨協大学） 中居賢司（岩手医科大学） 鎌倉史郎（国立循環器センター） 三宅良彦（聖マリアンナ医科大学） 大江 透（心臓病センター榊原病院） 小林洋一（昭和大学）
監事	堀江 稔（滋賀医科大学） 高瀬凡平（防衛医科大学）

事務局 吉岡公一郎（東海大学）

〒259-1143 神奈川県伊勢原市下糟屋 143

東海大学医学部内科学系循環器内科学

TEL：0463-93-1121（ext. 2201 北原）

FAX：0463-93-6679

（平成23年7月9日）